

平成 15 年度業務実績報告書

平成 16 年 6 月

自動車検査独立行政法人

～ 目 次 ～

はじめに	1
I. 概況	1
II. 業務運営評価に関する事項	2
1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためによるべき措置	2
(1) 組織運営	2
(2) 人材活用	4
(3) 業務の効率化	6
2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する 目標を達成するためによるべき措置	8
(1) 厳正かつ公正・中立な審査業務の実施の徹底	8
(2) 審査に係る利用者の方々の利便性の向上	12
(3) 適正かつ効率的な審査業務の実施の促進	17
(4) 國土交通省をはじめとした関係機関と連携した各種業務の実施	22
(5) 国民の皆様の自動車の安全・環境問題への積極的参画に対する 支援・協力	27
(6) 自動車の安全・環境基準の変化への迅速かつ適切な対応の確保	30
(7) 国際的視野に立った業務のあり方の検討（国際会議への参加）	33
(8) 海外技術支援	34
3. 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画	36
4. 短期借入金の限度額	39
5. 重要な財産を譲渡し、又は担保にする計画	40
6. 剰余金の使途	41
7. その他主務省令で定める業務運営に関する重要事項	42
(1) 施設及び設備に関する計画	42
(2) 人事に関する計画	44
III. 自主改善努力に関する事項	46
別紙	47

はじめに

自動車検査独立行政法人（以下「検査法人」という。）は、平成15年度の事業年度が終了したことに伴い、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）及び国土交通省所管独立行政法人の業務実績報告に関する基本方針（平成14年2月1日国土交通省独立行政法人評価委員会決定）の規定に基づき、検査法人に係る平成15年度の業務実績報告書を以下のとおり作成した。

I. 概況

- (1) 平成15年度においては、全国93ヶ所の検査部及び事務所が、8,761,029件（対前年度比100.9%）の保安基準適合性審査を実施した。このうち、ユーザー（受検代行者を含む。）受検件数は、約32%に当たる2,826,503件（104%）であった（別紙表1、表2参照）。
- また、街頭検査については、国土交通省の要請に応じ、84,912件（150.3%）を実施した。
- この結果、当法人が実施した保安基準適合性審査件数は、合計8,845,941件（101.2%）であった。
- (2) 中期計画に従い、適切かつ確実に審査業務を実施するため、次のとおり審査施設及び設備を整備した。
- ① 広島運輸支局の移転に合わせて、中国検査部の検査場を移転・新築した。
 - ② 受検者が安全かつ快適に受検できるよう、また検査場環境の改善を図るため、4輪同時測定式小型用自動方式検査用機器（マルチテスタ）の新設・更新11基、大型小型兼用及び小型用自動方式検査用機器の更新19基、検査コースにおける受検者案内用の音声誘導装置の設置30基、見学者通路の設置3か所、審査上屋床面の改修34か所等を整備した。
 - ③ ディーゼル黒煙検査の充実・強化を図るため、測定の効率化を図った改良型ディーゼル黒煙測定器を全国で130台配備したほか、老朽化し故障などが多発しているCO・HCテスター等の更新を行った。
 - ④ 自動車検査における不当要求に対処するため、防犯カメラ460基、ICレコーダー360個等を増備した。
 - ⑤ 審査業務及び管理業務の効率化並びに情報伝達の迅速化のため、パソコンを全職員に配備するとともに、インターネットの整備を行った。
- (3) 審査における取扱いの細部の統一化及び明確化を図るため、審査事務規程を12回にわたり改正した。
- (4) 検査要員の検査技能の向上を図るため、研修制度の見直しを開始した。

II. 業務運営評価に関する事項

1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 組織運営

(中期目標)

自動車の審査業務を効果的かつ効率的に実施し、かつ、社会ニーズ、自動車技術の高度化・複雑化等に積極的かつ柔軟に対応できる体制を整備するとともに、継続的に組織のあり方の検討を進めること。

(中期計画)

安全・公害基準の見直しなど、検査法人を取り巻く環境が日々変化している状況にあることに鑑みて、利用者の方々をはじめとした社会のニーズ、自動車の技術革新等に適切にかつ迅速に対応できる組織体制づくりを目指します。具体的には、各審査を実施する事務所においてスタッフ制を導入し、これらに対応することに努めます。

また、業務量の変化に適宜、柔軟に対応できるよう組織のあり方の検討を継続的に進めていくこととします。

(年度計画)

審査を実施する各事務所等の検査要員については、厳正かつ公正・中立な審査業務を円滑かつ効率的に実施するため、業務量等に応じて配置の見直しを行います。

① 年度計画における目標の考え方

中期計画では、中期目標期間中の組織運営の考え方に基づき組織の見直しを継続的に検討することとしており、平成15年度は、厳正かつ公正・中立な審査業務を円滑に実施するため、各事務所等の審査体制の見直しについて定めた。

② 当該年度における取組み

各検査部及び事務所（以下「事務所等」という。）の検査要員について、中期計画で定めた人員の削減計画を踏まえた上で、再配置を行うこととし、平成18年度までの実施計画を策定した。この場合においては、各事務所等の業務量について、ユーザー受検や並行輸入自動車の事前審査等の処理時間を加味した総合的な業務量指標を算出し、これを基に、事務所等毎の検査職員1人あたりの業務量が可能な限り平準化されるよう再配置計画を策定した。（別紙表3参照）

また、要員削減の対象となった事務所においては、要員削減後においても適

切に審査業務を実施できるよう、検査機器の改良、検査官任命者の優先配置等の対策を行った。

③ 中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

中期計画期間中、上記実施計画を着実に実施するとともに、今後とも社会ニーズ等に柔軟に対処できるよう、業務量の変化等に対応して適宜計画を見直すこととする。このため、今後中期目標等の目標を着実に達成すると見込む。

(2) 人材活用

(中期目標)

適正かつ確実な業務の実施の促進、審査業務の業務改善及び審査業務に係る研究開発業務を推進するため、業務改善に積極的に取り組む職員の適正な評価を図ること。

(中期計画)

職員一人一人が適正かつ確実な業務の実施の徹底、かつ、サービス向上意識を持てるようにするため、日常の審査業務の実績に加えて、業務改善の提案等の実績や職員の緊急時の対応状況等を評価し、職員の業務への取組意欲の向上を図ることを目指します。

(年度計画)

業務改善の提案等職務上顕著な貢献を行った職員に対する表彰を行うとともに、その成果を実現することで、職員の業務への取組意欲の向上を図ります。

① 年度計画における目標の考え方

中期計画では、中期目標期間中の人材活用の考え方を踏まえたものとしており、平成15年度は、平成14年度に引き続き、職員の業務取組み意欲を向上させる目標を設定した。

② 当該年度における取組み

平成15年度は、自動車検査独立行政法人表彰規程に基づき2件の上申があり、それらについて理事会で承認し、職員3名を表彰した。

表1－1：職員表彰実績

表彰内容	対象者	成果の活用状況
リコールの契機となる事案を発見	2名	平成14年度に職員が発見した不具合がリコールにつながった。
ブレーキテスタ及びスピードテスタを受検する際に、受検者が容易に正しい位置に停車できるよう、テレビカメラによるモニタ一装置を開発	1名	提案された装備を新たに設置する検査機器の標準仕様として採用した。

③ 中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

今後とも引き続き業務改善に取り組む職員に対する支援を進めることにしており、今後中期目標等の目標を着実に達成すると見込む。

(3) 業務の効率化

(中期目標)

管理・間接業務の外部委託、集約化及び電子化等の措置により、業務処理の方法を工夫し効率化を行うこと。特に、一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費を除く。）について中期目標期間中に見込まれる当該経費総額（平成15年度の当該経費相当額に4を乗じた額に平成14年度の当該経費相当額を加えた額。）を1.3%程度抑制すること。

(中期計画)

施設の営繕等についての外部委託、經理事務等業務の集約化及び電子化、ペーパーレス化を推進する等、業務処理の方法を工夫し効率化を行います。

特に、一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費を除く。）については、審査業務の高度化・改善等ユーザーサービスの向上に対応するために新たな業務に取り組みつつ、中期目標期間中に見込まれる当該経費総額（平成15年度の当該経費相当額に4を乗じた額に平成14年度の当該経費相当額を加えた額。）を1.3%程度抑制することを目指します。

(年度計画)

施設の整備、維持管理については、引き続き外部委託を行うとともに、經理事務をはじめとした管理・間接業務については、本部、各検査部及び各事務所の連絡網の充実強化や電子決済の拡大等を行い、業務処理の効率化を一層図るとともに、ペーパーレス化を推進します。

① 年度計画における目標の考え方

中期計画では、一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費を除く。）について中期目標期間中に見込まれる当該経費総額（平成15年度の当該経費相当額に4を乗じた額に平成14年度の当該経費相当額を加えた額。）を1.3%程度抑制することとしており、その具体的方策として、情報技術の活用による管理・間接業務の効率化を図る目標を設定した。

② 当該年度における取組み

審査施設の整備、審査機器の維持管理業務については、引き続き外部に委託した。

全国統一仕様とすることが可能な役務や物品の調達については、審査機器の定期点検、審査機器の老朽更新、検査職員の被服、検査に使用する書籍等について、本部における一括契約により行った。

また、パソコンを全職員に配備するとともに、電子メールアドレスを付与し、全ての各種通達や連絡を電子メールにより行うことで、情報伝達の迅速化とペーパレス化を推進した。

当法人の旅費関連業務を外部委託し、旅行者及び管理部門の負担の軽減、業務の適正・効率化及びペーパレス化を図るため、旅費管理システムを導入することとし、平成16年度初頭の導入に向けて検討した。

さらに、検査場に配置されている職員が現車審査の合間に改造自動車及び並行輸入自動車の事前書類審査等の事務作業を効率的に行うことができるようするため、検査場にサテライト・オフィス（検査場内を見渡すことができ、かつ、事務作業を行うことができる施設）を設置することを「自動車検査場施設基準」に盛り込むなど、施設の改善による業務の効率化について検討した。

中央実習センターにおいては、研修受講者の管理について、事務作業を効率化するための研修実績の管理システム構築に向けて検討した。

③ 中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

平成15年度の年度計画に定めた事項については全て着実に実施している。今後とも中期目標等に示された管理・間接業務について業務処理の効率化を進めることにしている。このため、今後中期目標等の目標を着実に達成すると見込む。

2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためによるべき措置

(1) 厳正かつ公正・中立な審査業務の実施の徹底

(中期目標)

検査法人は、厳正かつ公正・中立に保安基準適合性の審査業務を実施することが業務運営の大前提であり、この業務が確実に実施されるよう検査法人組織を挙げて全力で取り組むこと。

(中期計画)

検査法人は、厳正かつ公正に行う審査業務というサービスを利用の方々に対して、中立的な立場で公平に提供することが最も重要なことであり、これらを中期目標期間中に徹底していくため、適正な業務執行の意識徹底、管理・責任体制の強化、緊急時対応訓練の実施・警備の強化、内部監査の充実をはじめとして各種対策を実施します。

(年度計画)

① 不当要求防止対策の徹底

厳正かつ公正に行う審査業務というサービスを利用の方々に対して、中立的な立場で公平に提供することを徹底するため「自動車検査における業務の厳正な執行と警察との連携強化について（第2次不当要求防止対策）」（平成14年8月5日付自企調第1号）に基づき、事務所と警察署との連携強化、情報収集・提供体制の強化などの再発防止対策を引き続き強力に実施します。特に、防犯カメラ、警報装置等の充実、警備員の増強など防犯体制の強化を図ります。

また、各事務所の実態等を踏まえ不当要求防止対策の強化を一層図るため、法人本部又は検査部による内部調査指導を実施します。

② 審査事務規程の充実、明確化

審査業務における取扱いの細部の統一を図るとともに、明確化を図るため、審査事務規程の規定内容の充実を図ります。

また、道路運送車両の保安基準の告示化にあわせて、審査事務規程の見直しを行います。

① 年度計画における目標の考え方

中期計画では、厳正かつ公正な審査業務を中立的な立場で公平に提供する態勢を構築することとしており、年度計画では、平成15年度に実施する対策を具体的に設定した。

② 当該年度における取組み

(ア) 不当要求防止対策の徹底

平成15年度の不当要求事案の発生件数は、全国において655件であり、平成14年7月から平成15年6月までの1年間の発生件数531件と比較して23%増加している。不当要求行為の内容は、表2-1のとおりである。

表2-1：不当要求の内容内訳

不当要求の内容	件数	割合
合格強要	270件	42%
脅迫・威圧行為	147件	22%
説明強要	136件	21%
暴力行為	26件	4%
時間外検査強要	22件	3%
車両放置	2件	0%
その他	52件	4%
合計	655件	100%

検査法人発足後の1年間（平成14年7月から平成15年6月まで）と比較して、暴力行為、脅迫・威圧行為などの悪質な事件は減少したが、説明や合格の強要など執拗な不当要求が60%増加した。

このような状況の中、平成15年度においては、第2次不当要求防止対策通達に基づき、以下のような対策を講じた。

i) 警察との連携の強化

全事務所等において不当要求防止責任者を選任し、所轄警察署へ届出を行い、公安委員会が実施する講習を受けており、平成15年度末時点で、全国で196人を選任している。

また、警察との連携強化のため、日頃から警察との情報交換や不測の事態が生じた際の警察への相談等を行うこととしている。

平成15年5月に平成14年度の不当要求発生状況について、また、平成15年12月にも平成15年度上半期の不当要求発生状況について、それぞれプレス発表を行うとともに、全国の事務所等から、管轄県警本部、関係警察署関連部署に関係資料の説明及び更なる協力依頼を行っている。

ii) 管理・責任体制の強化

業務の実施状況を的確に把握し、職員間の意思疎通の向上を図るため、チーム制を導入するとともに、管理職等による検査コースの巡回、防犯設備の充実を図るよう指示しており、全事務所等で管理職等による検査コースの常駐又は巡回を実施している。

また、防犯設備については、不当要求行為があった場合の証拠保全と抑制効果を高めるため、防犯カメラの設置数を1,413基（平成14年度末953基）に増設し、可能な限り防犯カメラの死角を無くすとともに、全ての検査場における業務中の常時録音を徹底するため、ICレコーダを898個（平成14年度末538個）に増備した。

iii) 緊急時対応訓練の実施・警備の強化

不当要求の多い事務所等への警備員の配置、マニュアルに準拠した緊急時の対応及び緊急事態には全検査コースの業務を中断して集団での対応、緊急事態を想定した所轄警察署の担当官の参加による対応訓練について、実効性のあるものとして実施することとした。

具体的には、警備員は、23事務所等に25名（平成14年度末は14事務所等に15名）を配置した。

また、緊急事態を想定した対応訓練については、70事務所等において192回（平成14年度は46事務所等で69回）実施している。

iv) 情報収集体制及び監査機能の強化等

情報収集体制の強化については、不当要求等が発生した場合に速やかに本部へ報告することとしており、平成15年度は655件（平成14年度323件）の報告があった。

また、新たに、不当要求とは別に、検査票の不正使用、替え玉受検、車台番号等の改ざんなどの不正受検があった場合も、同通達に基づく報告を行うこととしており、平成15年度は109件の報告があり、国又は警察へ通報して措置を依頼している。

さらに、不正受検の再発を防止するため、報告された情報は全て、本部から全事務所等へ周知し、不正受検事例の情報の共有化を図っている。

監査機能の強化については、監事監査のほか、独自に内部調査・指導を行うための調査・指導要領を定め、本部による各事務所等に対する調査・指導及び各検査部による管轄事務所に対する調査・指導を行っている。平成15年度は、監事監査が10か所行われているほか、本部による調査・指導が12か所、検査部による調査・指導は25か所実施し、自動車審査業務関係の改善指導を行った。

本部による調査・指導のうち、不当要求等が頻発している事務所1か所については、臨時の特別調査として行い、必要な改善指導を行った。

職員が業務に関して改善提案することを可能とする制度を確立するため、本部内にメール等の連絡窓口を設け、各職員から直接に提案等を受けられる体制を整備している。

v) その他

検査法人発足以前に発覚した関東運輸局職員による不正車検に関して、次の通達等を発出して、検査法人職員としての自覚の醸成に努めた。

①理事長メッセージ「全国の皆様へ」 (平成15年6月)

②通達「自動車検査における業務の厳正な執行について」

(平成15年6月)

③不正車検に対する本部見解「公正かつ厳正な自動車検査を実施していくために」 (平成15年10月)

また、理事長等本部の幹部が、不正車検に関して、職員の意見を聴くため、関東検査部管内11事務所等に巡回を行った。

さらに、職員に対する暴力行為、法令に抵触する行為及び当法人の行った審査に係る訟務関係の対処要領として「訟務関係業務の処理要領」を定め、徹底を図った。

職員間の意思疎通の向上を図るため、所内会議等の充実を図るとともに、朝礼等を実施することとした。

(イ) 審査事務規程の充実、明確化

審査における取扱いの細部の統一を図るとともに、明確化を図るため、自動車検査独立行政法人法第12条第1項に基づく審査事務規程について、12回にわたり改正した。

特に、平成15年7月及び9月には、道路運送車両の保安基準の第2次及び第3次の告示化に併せて、これまで道路運送車両の保安基準及び自動車検査業務等実施要領等の国土交通省の関係通達に規定されていた各項目について、審査事務規程を大改正し、一体的に明記することとした。

また、平成16年3月には、審査業務において保安基準の適用条項が容易に判定できるよう規定内容を整理し、審査事務規程に明記した。

(ウ) その他

審査業務体制を強化し、審査業務中の責任の明確化を図るため、自動車検査官任命前であっても、一定の研修を受けた職員については自動車検査官補として任命する制度について検討した。

③ 中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

平成15年度の年度計画に定めた事項については全て着実に実施している。引き続き審査業務を厳正かつ公正に実施していくこととしており、今後中期目標等の目標を着実に達成すると見込む。

(2) 審査に係る利用者の方々の利便性の向上

(中期目標)

検査法人の行う保安基準適合性の審査業務に係る利用者の利便性を向上するための対策を講じること。

具体的には、

- ① 利用者の審査の待ち時間の低減対策
 - ② 利用者の審査業務に関する理解の向上のための対策
 - ③ 利用し易い審査に係る施設の整備のための対策
- 等を計画的に実施すること。

(中期計画)

利用者の方々が安全に、安心して利用できるよう各種対策を講じます。

① 利用者の方々の審査の待ち時間の低減対策

- ・ 中期目標期間中に最繁忙月と最閑散月との業務量格差を低減するため、月別や曜日毎の審査業務量を公開するなどの対策を積極的に行い、利用者の方々ができるだけお待ちいただかずにご利用いただけるよう努めます。
- ・ 中期目標期間中に機器等の故障による審査機器の停止時間を20%程度低減することを目標に、施設及び設備の適切な維持・管理や利用者の方々への利用方法の説明を十分に行うなどにより、安全に安心してご利用いただけるよう努めます。

② 利用者の方々の審査業務に関する理解の向上のための対策

利用者の方々に検査法人が行う審査業務の内容や社会的役割・効果、受検方法等に関して理解を深めていただき、納得いただいた上でご利用いただけるように、ホームページ、パンフレット等を積極的に活用した各種情報提供に努めます。

③ 利用し易い審査に係る施設の整備のための対策

初めてご利用される方や高齢者等の方々等にも安心してご利用いただけるようにするために、利用される皆様の声をお聞きしながら、案内板、音声誘導装置、の設置をはじめとした施設改善や職員による審査の案内の充実に努めます。

(年度計画)

① 利用者の方々の審査の待ち時間の低減対策

- ・ 毎日の業務量の推移について、14年度の調査結果をもとに、混雑状況の適切な公開方法を検討します。

<ul style="list-style-type: none"> ・ 機器等の故障発生箇所、原因等について、平成14年度の調査結果をもとに分析を行い、具体的な故障時間低減対策を検討します。 <p>② 利用者の方々の審査業務に関する理解の向上のための対策 開設したホームページ及び作成したパンフレットを用い利用者の方々への周知を図るとともに、理解しやすいよう内容の充実を進めます。</p> <p>③ 利用し易い審査に係る施設の整備のための対策 利用者の方々が安全に利用できる審査施設の調査結果を踏まえ、利用者の方々の利便性を向上させた新審査施設のあり方について検討を進め、移転新築を行う審査施設等において改善策を講じます。</p>

① 年度計画における目標の考え方

中期計画では、中期目標を踏まえ利用者の利便性を向上するため審査待ち時間の低減、審査の案内、利用し易い施設の整備を図ることとしており、平成15年度は、そのための検討を行うこととした。

② 当該年度における取組み

(ア) 利用者の方々の審査の待ち時間の低減対策

当法人のホームページにおいて、各事務所等毎のページを設け、当該事務所等の混雑時期等についての情報提供を行うこととし、平成16年度の改定に向けて必要な検討を行った。

また、業務量の推移の把握については、現在の1日毎の業務量だけでなく、1日の中での時間による業務量変化を記録する等、より詳細な業務量把握が行えるシステムの構築に向けて検討を行った。

検査機器の故障については、平成14年度の調査結果を分析した結果、老朽化した機器に故障が多く発生している状況から、故障などの不具合が多発している可視光線透過率測定器、近接排気騒音測定装置などの機器の更新を行った。なお、平成15年度の検査機器の故障によるコース閉鎖時間は表2-2のとおりであり、平成14年度の12か月換算値と比較して、約13%閉鎖時間が減少した。

表2-2：検査機器の故障による検査コース閉鎖延べ時間

年度	平成14年度		平成15年度	前年度比
	9か月	12か月換算値		
検査コース閉鎖 延べ時間	2073時間	2764時間	2406時間43分	0.87

また、機器更新の工事の際、次回の工事中のコース閉鎖期間時間を短縮す

ることができるよう、ライトテスタ移動用レールの基礎部分について、工事後にコンクリートなどによる埋め戻しをせず、鉄板で覆う工法を全ての機器更新工事において採用した。

(イ) 利用者の方々の審査業務に関する理解の向上のための対策

審査業務に関する理解の向上を図るため、パンフレットの内容を見直し、より分かり易いものとした。

また、検査法人のホームページについても、検査の受け方の説明等を設ける等内容を充実し、利用者の方に使い易いものとなるよう内容を見直すこととし、平成16年度の改定に向けて検討した。

(ウ) 利用し易い審査に係る施設の整備のための対策

自動車の審査の適正、かつ、能率化を図ることを目的とし、検査法人が設置する自動車検査場の立地、施設及び自動車検査用機械器具に係る基準について規定した「自動車検査場施設基準」を平成15年6月に制定した。その基準において、初めて受検に来た利用者でも検査の流れ等をより理解して頂けるようにするための見学者用通路について、バリアフリー対策を施すこととし、平成15年度には、新基準による見学者用通路を神奈川、川崎の2事務所に新設した。

施設及び自動車検査用機械器具の維持管理を図り、自動車の検査の適正、かつ安全な実施を図ることを目的とし、自動車検査場の施設の建替え、改修及び修繕並びに機械器具の更新、改修及び修繕について規定した「自動車検査場施設等更新基準」を平成16年3月に制定した。その基準においては、清潔で明るい検査場において、利用者に快適に受検していただけるよう、定期的に自動車検査場の壁面、鉄骨等の再塗装を行うことを定めた。

中国検査部については、用地が狭隘であり、審査施設が老朽化していることから、利用者の方々の不便を解消するため、自動車検査場を移転・新築した。検査場には車いすの方々にも安心して見学して頂けるバリアフリーの見学者通路を設置し、受検のための見学者のみならず小学生、中学生等の社会見学にも対応可能となった。また、新たに、フルタイム4WD自動車に対応した4輪同時測定式小型用自動方式検査用機器（マルチテスタ）を2台、大型自動車等の多軸自動車対応テスタを1台設置することにより、自動車の検査を安全、かつ、迅速に行うことができるようになった。

審査機器による不慣れな受検者の方々に音声による案内ができるよう、平成15年度に更新した自動方式検査用機器（大型小型兼用12基、小型用5基、マルチテスタ11基、二輪用2基）に音声誘導装置を装備した。また、受検者が安全、かつ、快適に受検できるための施設レイアウト等について、検討した。

二輪自動車の審査を安全、かつ、効率的に処理できるようにするため、三重及び静岡の2事務所について、二輪自動車専用の審査機器を導入し、93事務所等中、41事務所等に導入したところである。

また、利用者の方々が利用し易い審査施設のあり方について検討するに際し、まず安全に利用できることが第一であると考え、法人発足以降検査場での事故発生状況について把握し分析している。平成15年度において、検査法人の検査場では、受検時の事故が合計149件(平成14年度101件)発生しており、その内容は表2-3のとおりである。

表2-3：審査業務中の事故の内訳

主たる事故原因	平成15年度	平成14年度 (9か月)	
法人職員によるもの	57件 (38%)	38件	
テスターによるもの	35件 (23%)	24件	
受検者の運転操作によるもの	42件 (28%)		
受検車両の不具合によるもの	9件 (6%)	その他	39件
検査施設によるもの	6件 (4%)		
合計	149件 (100%)		101件

これらの事故に対しては、次のような事故再発防止対策を行ったところである。

- i) 職員への安全確認の周知徹底 (79件)
 - ・研修・会議等における事故事例の分析結果の説明
 - ・事故が発生した際に事務所にて事故原因を調べ、朝礼等の機会に職員に対し注意喚起
 - ・フリーローラーの設置及びその際の安全確認に関し実施訓練
- ii) 受検者への注意喚起 (9件)
 - ・整備主任者研修等の機会にコース進入時の注意事項を説明
 - ・不慣れな受検者に受験前に見学コースで検査方法を見学するよう案内
- iii) 表示・案内等の整備 (22件)
 - ・コース入口に入場可能な車両寸法、重量等を掲示
- iv) 施設・機器の改善 (24件)
 - ・コース内の段差が小さくなるよう改善した
 - ・受検者が車両の片寄り状況を確認できるようにコース内にミラーを設置
 - ・機器の誤作動を少なくするよう車両位置を感知する光電管を追加

- ・タイヤを損傷させるおそれのある検査機器の角部分を削って改善

(エ) その他

受検に不慣れなユーザー車検等の受検者が安全に、かつ、安心して受検できるよう受検案内・補助の充実を図るため、検査案内員（検査メイト）を効果的かつ効率的に活用する方策について検討を進めた。

③ 中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

平成15年度の年度計画に定めた事項については全て着実に実施している。今後とも、利用者の方が安全で安心して利用できる検査施設となるよう努力することとしており、今後中期目標等の目標を着実に達成すると見込む。

(3) 適正かつ効率的な審査業務の実施の促進

(中期目標)

① 職員の審査技能の研鑽

適正かつ確実に業務を実施するため、審査業務を実施する職員の審査技能レベルの向上に努めること。

このため、定期的に職員の研修を実施し、中期目標期間中に審査業務に関する研修時間を20%程度増加するなど、職員研修の充実に努めること。

② 業務改善の継続的検討とその実施

審査業務の改善方策の検討を継続的に行い、中期目標期間内で10件程度の審査業務改善方策を講じ、適正かつ確実な審査業務の実施に努めること。

(中期計画)

独立行政法人として厳正かつ公正・中立に審査業務を実施することを徹底するとともに、効率的に実施することを促進することを目指し、業務のあり方について不断の見直しを行うとともに、適正な業務の実施の徹底及び職員の審査技術の研鑽に努めていきます。

① 職員に対する研修等の実施

適正かつ確実に業務を実施するとともに今後予定されている審査項目の導入等に適宜適切に対応していくために、適正な業務の実施の徹底及び職員の審査技術の向上に継続的に取り組んでいくこととします。具体的には、検査法人の職員の研修機関である検査実習センターにおいて、中期目標期間中に職員に対して、適正な審査業務の実施に関する研修を含め審査業務に関する研修時間を20%程度増加するとともに、より質の高い研修を職員に提供することを目標に研修内容の充実に努めていきます。

② 業務改善の継続的検討とその実施

中期目標期間内で50件程度の改善提案を取りまとめ、このうち10件程度の審査業務改善方策を講じることを目標に、職員による業務改善のための活動、アンケート調査の実施、モニター制度の導入等による利用者の方々の御意見の収集、さらに、外部の有識者の方々との意見交換等の業務改善のための仕組み作りを積極的に行います。それらを踏まえて、適正かつ確実に業務を実施し、利用者へのよりよいサービスの提供に努めます。

(年度計画)

独立行政法人として厳正かつ公正・中立に審査業務を実施することを徹底するため、平成15年度においては以下の業務に取り組みます。

① 職員に対する研修等の実施

- ・ 適正な審査業務を円滑に実施するための実践的研修の充実を図るとともに、13年度と比較して審査業務に関する研修時間を増加することに努めます。具体的には、中央実習センターにおいて新規採用者のための導入研修を採用直後に実施することや上席検査官等の内部講師による実務研修の充実等を図ります。
- ・ 審査業務を含む検査実務に関する知見を高めるため、各事務所等における国の職員等との相互研修制度を実施します。
- ・ 職員へのアンケート調査等研修効果の把握を図り、研修内容の見直しを引き続き進めます。

② 業務改善の継続的検討とその実施

職員の自発的提案による業務改善研究テーマを募集し、職員による主体的かつ自主的な業務改善に向けての創意工夫提案を検討実現するための業務研究会を設け、概ね10テーマを目標にとりまとめを行います。

① 年度計画における目標の考え方

中期計画では、中期目標に基づき適正な審査業務の実施や職員の審査技術の研鑽に努めるとともに、研修時間の2割程度増加することや改善提案をとりまとめることとしている。

平成15年度においては、研修時間の内容見直し・拡充及び業務改善のための仕組み作りについて、具体的な取組みを目標とした。

② 当該年度における取組み

(ア) 職員に対する研修等の実施

i) 職員に対する研修等の充実を図った。

「事務所長研修」では、本部幹部から、直接に方針を指示するとともに、現場の長としての立場を自覚させるため、日程の1日を本部で開催した。

実務研修の充実としては、「黒煙測定実習」を所長研修を除く全研修コースで行うとともに、係員に対する研修のうち8コースにおいて「マルチテスタ受検実習」、「近接排気騒音測定実習」、「可視光線透過率測定実習」を実施した。2年次係員研修においては、主席検査官等の講師による「新規検査の実務」、「改造車、並行輸入車の審査」を実施した。

新規採用者の教育レベルを向上するため、関係法令等を習得させることを目的として、中央実習センターにおける「前期導入研修」及び検査部事務

所における「後期導入研修」を実施した。

全研修コースにおいて、法人本部による「不当要求への対応策」の講義を組み入れ、研修員に対応策の徹底を図るとともに、主席検査官、上席検査官、事務所長の3種類の研修において、弁護士の講師により「車検業務をめぐる法律問題」の講義を行い、厳正な検査の実施を促した。

また、内部講師を育成し、平成16年度研修において検査技術の実務講義が行えるようにするため、全国の事務所等から主席検査官・検査官27名を選定し、「技術指導教官研修」を実施した後、技術指導教官として指名するとの辞令を交付した。

その他、国土交通省の依頼により、「自動車検査官実務特別（先任自動車検査・登録官任命予定者）研修」及び「検査・整備監理官、訴訟担当専門官研修」を受託研修として実施した。

ii) 審査業務に関する研修時間を増加することについては、平成13年度との比較において次のとおりである。なお、平成14年度は、検査法人設立後9か月の実績であるため、平成13年度と比較した。

- ①研修コース数は、3種類、6コース増加
- ②受講者数は、166名増加
- ③研修時間数は、97時間増加

表2-4：研修コース比較

年度／項目	研修コース数	受講者数	研修時間
15年度	12種類 21コース	429	727
14年度 (検査法人設立後9か月)	10種類 16コース	272	668
13年度	9種類 15コース	263	630

注1. 受講者数は、検査法人職員の受講者数であり、法人設立以前の受講者数は、0.8（法人：国=8:2）を掛け、換算している。

2. また、国土交通省及び軽自動車検査協会からの研修依頼に基づき受託研修を実施しており、その大部分は、法人職員が出席する研修と同一の研修を受けている。

表2-5：受託研修の実績

依頼者	研修コース数	受講者数	研修時間
国土交通省	12種類 20コース	130名	700時間
軽自動車検査協会	2種類 4コース	20名	184時間

iii) 研修修了後に、講義内容の理解度、研修の満足度、カリキュラム、時間配分、

施設設備の要望等について、研修員からアンケート調査を実施し、研修効果の把握に努めるとともに集計・分析し、平成16年度研修計画の策定に反映させることとしている。

(イ) 業務改善の継続的検討とその実施

職員の自主的な創意工夫活動を促進するため、職員自らが研究テーマを本部に提案して研究を実施する「業務研究会制度」を設けた。職員から提案されたテーマのうち重要かつ緊急性が高いものについては、本部及び事務所等の職員からなるプロジェクト・チーム（PT）を組んで検討することとし、15年度においては以下のようなPTを設置して検討を行っている。

表2-6：各PT検討項目

PT名称	検討項目
CIPT（法人マーク、制服等のデザイン制定による職員の意識向上及び法人使命の社会的認識度向上PT）	<ul style="list-style-type: none">・検査法人の理念・検査法人のマーク・検査法人のカラー 等
電子車両検査PT	<ul style="list-style-type: none">・審査業務における電子技術の有効活用方策・検査票の電子化
電子情報利用PT	<ul style="list-style-type: none">・インターネットの有効活用方策
研修・教育PT	<ul style="list-style-type: none">・職員研修の改善
不当要求対策PT（不当要求対策検討会議）	<ul style="list-style-type: none">・不当要求に係る対策・情報交換
審査事務規程改正作業PT	<ul style="list-style-type: none">・各種規程の審査事務規程への統合・明確化
検査技術・施設機器PT	<ul style="list-style-type: none">・検査場の効率的なレイアウト等

また、職員が検査法人に係る意見、要望、提案等を検査法人内で容易に発信することができる環境を作り、また、本部が職員の抱える意見等を把握し、業務改善に反映させることができるよう「NAVI ポスト」を設置した。

さらに、検査機器の改善について、各種会議や電子メールにより、各事務所で独自に開発した審査機器を把握することとしており、全国に情報提供を行うとともに、審査業務に有効活用できるか検証を行ったうえで、効果が期待できるものについては全国展開することとしている。

平成15年度には、職員からの提案を取り入れ、次のような機器の改善を行うなど、業務改善に取り組んだ。

- i) 小型自動車及び二輪自動車のブレーキ、ヘッドライト等の機器審査を安全かつ効率的に処理できるようにするために、職員が任意の位置から機器操作が可能な無線型リモコンが付属した機器を全国に18基導入した。

ii) 平成15年度に更新した自動方式検査用機器の内、小型検査コースの受検対象自動車を拡大するため、車幅2.2m、軸重2,000kgまで可能な規格に改善した自動方式検査用機器を設置した。

③ 中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

平成15年度の年度計画に規定した事項については全て着実に実施している。今後とも、職員に対する研修の充実や業務改善の推進を一層進めることとしており、今後中期目標等の目標を着実に達成すると見込む。

(4) 国土交通省をはじめとした関係機関と連携した各種業務の実施

(中期目標)

自動車の安全性の確保及び自動車による公害の防止、環境の保全を図るため、国土交通省等と連携しながら、効果的な対策を計画的に実施するよう努めること。

① 不正改造車の排除等の推進

国土交通省等の要請に応じて、これに協力して中期目標期間中に40万台の車両を検査することを目標に、街頭検査を実施すること。

② 車両の不具合情報の収集

リコール車の早期発見等に役立つよう、審査業務の実施を通じて車両等の不具合情報の収集に努めること。

③ その他の対策の実施

自動車の安全性の確保及び自動車による公害の防止、環境の保全を図るため、国土交通省等と連携しながら、上記の対策のほか効果的な対策を計画的に実施するよう努めること。

(中期計画)

日常の検査業務のほか交通安全活動等各種業務を国土交通省等関係機関と緊密に連携を取りながら積極的に実施してまいります。

① 不正改造車の排除等の推進

基準に不適合な自動車や不正に改造した自動車を排除していくために、国土交通省等の要請に応じて、これに協力して中期目標期間中に40万台の車両を検査することを目標に、街頭検査を実施していきます。

② 車両の不具合情報の収集

審査業務の実施を通じて車両等の不具合情報の収集に努め、当該情報を国土交通省に積極的に提供する等により、リコール車の早期発見等に役立てます。

③ 事故車両の原因究明への取組

審査業務で培ったノウハウを生かして事故車の原因究明に積極的に取り組めるよう、中期目標期間内で原因究明の具体的な実施方法の策定やマニュアル化を目指します。

④ 社会ニーズに対応した審査業務に係る各種業務の実施

自動車の走行距離メーターの改ざんや自動車の盗難といった社会問題に審査業務を実施する立場から対応することができるよう各種業務に取り組みます。

(年度計画)

① 不正改造車の排除等の推進

平成15年度においては、国土交通省等の要請に応じて、これに協力して8万台の車両を検査すること目標に、街頭検査を実施します。

② 車両の不具合情報の収集

車両不具合情報報告システムを活用し引き続き車両不具合情報の収集に努め、当該情報を国土交通省に提供しリコール車の早期発見等に資するとともに、得られた不具合情報の分析を進め、審査方法の改善に役立てます。

③ 事故車両の原因究明への取組

警察等からの要請に基づく事故車両の事故原因分析を引き続き進めるとともに、その分析結果をもとにして、検査法人の知見で原因究明が可能と思われる事故を抽出する等原因究明の具体的な実施方法を検討します。

④ 社会ニーズに対応した審査業務に係る各種業務の実施

自動車盜難や走行距離メーター改ざん等不正事案に対応するため、審査中における車台番号の改ざん等の審査事例を収集・分析し、審査業務の中で実施可能な手法の調査検討を行います。

① 年度計画における目標の考え方

中期計画では、不正改造車の排除等の推進（40万台の車両の街頭検査を実施）、車両の不具合情報の収集、事故車両の原因究明への取組み、社会ニーズに対応した審査業務に係る各種業務の実施を行うこととしている。

平成15年度は、街頭検査の目標検査台数を掲げるとともに、その他の事項については、平成14年度に引き続き、基礎調査などの実施を目標とした。

② 実績値及び当該年度における取組み

(ア) 不正改造車の排除等の推進

i) 不正改造車の排除のための取組み

「街頭検査の実施について」（平成15年10月2日自企企第19号）により、各検査部長等に街頭検査の計画的実施、国土交通省の不正改造車排除運動への積極的協力及び構内検査の強化等を指示するとともに、国土交通省に対しても街頭検査への積極的な取組みを依頼した。

改造部品の展示会等に職員を派遣し、車両改造に関する情報収集に努め、不適切な補修等の規定化に活用した。

ii) 街頭検査結果

街頭検査については、平成14年度には目標検査車両数の71.9%しか達成できなかったことから、各検査部等において、国土交通省や警察といった関係機関と調整し、街頭検査の計画実施、天候不順による中止の場合の予備日の設定、街頭検査時間の延長、街頭検査の際の人員・機材運搬のための街頭検査用車両を開発し、試験的に近畿検査部なにわ事務所に1台導入する等の取組みを行った。

その結果、平成15年度は、上表に示すように84,912台の検査を行い、平成15年度の目標検査車両数80,000台に対し、達成率は106.1パーセントであり、目標を達成することができた。

表2-7：街頭検査実績

	平成15年度	平成14年度 (9か月)
検査車両数	84,912台	43,119台
目標車両数	80,000台	60,000台
達成率	106.1%	71.9%

iii) その他

平成15年12月31日から平成16年1月1日の年末年始に、国土交通省及び警察庁と連携して、「初日の出暴走」の不正改造車に対する特別街頭検査を実施した。その結果、105台の車両を検査し、着色フィルム、回転部分の突出及びマフラーの取外し等の不正改造がされていた72台に対して、国土交通省から整備命令書を交付し、改善措置が命じられた。

表2-8：年末年始街頭検査実績

検査部名	出動職員数	検査車両数
関東	39	83
北陸信越	4	2
中部	6	20
合計	49	105

注) 検査車両数は、ii) の街頭検査の検査車両数の内数である。

(イ) 車両の不具合情報の収集

車両不具合情報システムにより各事務所から収集したもの5件及び事務所からの審査判定に係る問い合わせから、車両不具合の情報と思われるもの1件の合計6件について、国土交通省に対しリコール情報として報告を行った。

このうち、1件については当法人の報告した事例がリコールとなり、1

件は当法人の報告が契機となって製造元による自主改善が実施されている（表2－9）。今後とも、自動車の不具合情報の取得に努め、適宜、関係機関に情報提供することとしている。

表2－9：リコール等につながった車両不具合情報

概要	報告事務所名	報告月	改善
後面方向指示器の灯色	八王子	平成15年10月	リコール
後退灯の取付け個数	中国	平成15年7月	自主改善

（ウ）事故車両の原因究明への取組み

本年度は、事故調査の実績のある交通事故総合分析センター、日本自動車研究所等からの情報収集を行い、それぞれの現状の事故調査の手法等について調査を行った。

また、業務量統計システムにより事故車両等の調査事例を本部に報告させた。平成15年度で収集した事例は表2－10の1件（平成14年度は4件）である。調査事例が少ないため、今後とも調査を進めることとし、原因究明が可能な事故の抽出を行うこととする。

表2－10：事故車両の調査事例

報告月	事務所名	件名	詳 細	不具合等の有無
平成15年 4月	島根	事故車両 火災調査	警察からの依頼により、事故後炎上した車両に対して火災原因を究明するための調査を行った。	事故で車体が変形したため電気系がショートして発火

（エ）社会ニーズに対応した審査業務に係る各種業務の実施

自動車の盗難については、その減少を目的として、国において各種の対策が実施されているところであるが、当法人においても審査業務の中で車台番号が改ざんされていないか確認することが効果的な対策の一つと考えており、車台番号の打刻字体を確認するための工夫（車台番号打刻字体確認シートの配布）を行い、日々の審査業務に活用しているところである。

車台番号等の改ざんが発見された場合は、第2次不当要求防止対策通達に基づき本部に報告させ、他の事務所等で誤って審査に合格することを防止するため、情報を全国展開して共有化を図るとともに、国土交通省に通知し、必要に応じて警察への通報等を行っている。なお、平成15年度の車台番号の改ざん等に係る報告件数は100件となっている。

また、不具合発生状況と走行距離との関係を分析するための基礎資料を得るために及び中古自動車の公正取引上の観点から走行距離メーター改ざんを排除するため、検査時の総走行距離計の表示値が自動車検査証に記載されるこ

とになったことから、審査事務規程の一部を改正し、走行距離計表示値の確認方法及び審査結果通知書への記載方法等を新たに定め、平成16年1月から、受検車両の総走行距離計の表示値を確認するという新規の業務を確実に遂行している。

③ 中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

平成15年度の年度計画に規定した事項については、全て着実に実施している。次年度についても、場内検査の更なる徹底等着実に実施していくこととしている。また、その他の事項については引き続き具体的な事例の収集とその分析を積極的に進めていくこととしている。このため、今後中期目標等の目標を着実に達成すると見込む。

(5) 国民の皆様の自動車の安全・環境問題への積極的参画に対する支援・協力

(中期目標)

自動車の検査の社会的意義への理解を図りつつ、国土交通省等と連携しながら、自動車ユーザーの保守管理意識を向上するための各種対策を実施すること。

(中期計画)

国民の皆様に自動車の検査の社会的意義への理解を深めていただき、自動車の安全確保、自動車による公害防止等環境保全に自ら積極的に参画していただくことを目指して、国土交通省等と連携しながら、下記のような各種対策を実施していくこととします。

- ・ 自動車の検査の役割及び検査方法等に関する国が行う各種キャンペーン等へ参画するとともに、検査による事故防止効果に関する情報等をインターネット等により広く公開することに努めます。
- ・ 利用者の方々に適切な整備を実施していただけるように、審査結果について合否判定結果だけでなく数値による情報提供を行うための調査・研究を実施し、順次情報提供事業を実施することに努めます。

(年度計画)

- ① 春秋の全国交通安全運動、不正改造車排除運動、点検整備推進運動等国が行う各種キャンペーン等に引き続き参画し、検査の社会的意義を広く利用者に知っていただくことに努めます。
- ② ホームページ及びパンフレット等により、検査の役割やその効果を積極的に広報していきます。
- ③ 審査結果データの蓄積と分析及び分析データの公表、個別審査結果データのユーザーへの交付等審査情報の提供方法について検討を進めます。

① 年度計画における目標の考え方

中期計画においては、国土交通省と連携しながら、自動車検査の社会的意義の理解を深め、自動車の安全確保、環境の保全への国民の意識を高めるため各種対策をとることとしている。

平成15年度は、国が行う各種キャンペーンへの参加やホームページの開設による広報などを行った。

② 当該年度における取組み

(ア) 春秋の全国交通安全運動、不正改造車排除運動（7月）、点検整備推進運動（10月）及びディーゼルスマートクリーンキャンペーン（7月及び10月）等に参画し、検査場へのポスター等の掲示や期間中の街頭検査や黒煙検査の強化等、自動車の安全確保、環境の保全に対し積極的に支援・協力を行った。

(イ) 審査業務に関する理解の向上を図るため、パンフレットの内容を見直し、より分かり易いものとした。

検査法人のホームページについても、検査の受け方の説明ページ設置や英語版の作成等、提供情報の充実を図り、利用者の方に使い易いものとなるよう内容を見直すこととし、平成16年度の改定に向けて検討を行った。

また、職員の名刺に検査法人のホームページのアドレスを明記することとし、職員個々による広報活動を展開することとした。

さらに、全国の事務所等において受検者以外の一般の人々にも実際に検査場を見てもらい検査の意義について理解を高めるため、国土交通省の運輸支局等と協力する等により次のとおり検査場の見学会を開催した。

表2-11：検査場の見学実績

見学者の種類	平成15年度		平成14年度	
	人数	回数	人数	回数
小・中学生	516名	80回	168名	17回
高校生	1,679名	54回	614名	17回
大学・短大・専門学校生	2,269名	90回	2,057名	44回
社会人等	1,443名	89回	522名	17回
合計	5,907名	313回	3,361名	95回

(ウ) 審査情報の提供については、審査結果データの電子的な蓄積と分析及び分析データの公表、個別審査結果データのユーザーへの交付等審査情報の提供などについてその手法の検討を行った。平成16年度においても、引き続き調査・検討を行うこととしている。

検査機器については、審査結果の情報提供が可能となるよう、以下の事項等についてあらかじめ機能を付加しておくことを検討した。

i) 審査結果データを、受検者などへ直接提供できるよう、機器の制御操作卓において、数件前までのデータを検索できる機能を付加すること。

ii) 将来的に情報提供システムが具体化された際、検査機器が対応できるよう、新たに導入する機器については、その制御部にPC用の外部

出力端子等をあらかじめ設けておくこと。

③ 中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

平成15年度の年度計画に定めた事項については全て着実に実施している。今後とも、自動車ユーザーの保守管理意識を向上するため検査に関する情報提供事業を推進することとしており、今後、中期目標等の目標を着実に達成すると見込む。

(6) 自動車の安全・環境基準の変化への迅速かつ適切な対応の確保

(中期目標)

中期目標の期間中に基準の制定、改正等がなされた場合にあっても、適切な審査を行うための体制を整備し、これにより審査業務を確実に実施すること。

(中期計画)

自動車の構造、装置の高度化、複雑化に伴い実施される自動車の安全・公害基準の改正に逐次、迅速かつ適切に対応します。

- ① 審査業務を確実に実施するため、施設の維持管理等に適切に取り組んでいくこととします。
- ② 国の行う保安基準の改正等に対しては、必要に応じて施設の新設、改修、職員の研修を実施する等の措置により審査体制の整備を行うとともに、適切な審査業務を行うための審査技術及び審査機器に関する調査、検討及び開発を積極的に行います。また、必要に応じ審査機器の導入・改善を図ります。

なお、具体的にはNO_x法の改正等に併せ以下の排出ガス検査の調査、検討及び開発に積極的に取り組むこととしています。

- ・低濃度排気黒煙に係る審査手法の調査・検討
- ・自動車の走行実態に則した排出ガスの審査手法の調査・検討

(年度計画)

- ① 整備不良、不正改造等による高濃度排出ガス車両を排除するため、特に環境負荷の大きいディーゼル車について、黒煙検査の改善を図ります。
- ② 簡易シャシダイナモを用いた新しい排出ガス検査の導入について、パイロット事業を行う等国土交通省と協力して検討していきます。
- ③ ガソリン車について、触媒抜取車を確実に排除するため、触媒機能検査の導入を検討します。
- ④ 二輪車の騒音規制強化を踏まえ、近接排気騒音検査の改善を図ります。

① 年度計画における目標の考え方

中期計画においては、自動車の構造、装置の高度化、複雑化に伴い見直しされる基準に迅速、適切に対応した審査を実施することとしているが、平成15年度は、審査を確実に実施するための施設の維持管理を基本としつつ、国の基

準改正に対応した審査技術・審査機器改善のための検討を進めることとした。

② 当該年度における取組み

(ア) 環境対策についてより一層の取組みが求められていることから、平成15年6月1日より「アクセル全開」の空ぶかしにより黒煙の目視確認を行うことを審査事務規程に明記し、ディーゼル車黒煙検査をより適切に実施している。また、併せて、黒煙測定器による測定時の受検車両の負担を軽減するため、機器の作動特性及び実際の測定データから測定値に影響がないことを確認したうえで、アクセル全開の持続時間を4秒間から2秒間に短縮し、ディーゼル車黒煙検査の改善を図った。

さらに、黒煙汚染度合25%以下という最新の規制が適用されるディーゼル車については、目視による確認が困難であるため、全車両黒煙測定器による機器検査を行うための実施体制について検討を行い、判定の自動化、測定結果のプリントアウトを可能とし、測定作業のし易さなど、細部に渡る改善を施した新しいディーゼル黒煙測定器を開発させ、老朽化機器との入れ替え・増設などにより平成16年3月までに全国で130台導入した。平成16年度も引き続き、全車両の機器検査に向けて、機器の増備を行うこととしている。

また、ディーゼル黒煙検査の充実・強化に伴い検査場内に滞留する黒煙を効果的に排除するため、全国16カ所の検査場に各種排煙装置を試験的に設置し、排煙装置が備えるべき性能、審査の実情に見合った方式、機材の改善点等を探るための評価・検討を行った。

こうした環境関係検査の充実等への的確な対応に加え走行距離計の確認業務の円滑な実施等を図るため、検査実務に精通した検査補助員を効果的かつ効率的に活用する方策について検討を進めた。

(イ) 簡易シャシダイナモを用いた新しい排出ガス検査の導入については、国土交通省が主催する「新たな排出ガス検査手法検討会」に委員として参加するとともに、平成15年10月から、新検査導入実証試験に京都南事務所の検査場を提供する等協力を行った。

(ウ) ガソリン車の触媒機能検査については、その検査手法の候補の1つであるハイアイドル検査について、検査機器メーカー等へのヒアリングを行うなどして、海外での検査事例等の情報収集を行った。

(エ) 近接排気騒音検査の改善については、総重量3.5t以上の貨物自動車及び小型二輪自動車の近接排気騒音規制が平成15年9月1日から強化されたことから、各事務所等において一層徹底した近接排気騒音検査を実施

することとした。また、測定のし易さなど利便性を考慮した近接排気騒音測定装置専用の収納ワゴンを開発し、全国に48台導入した。

(才) その他

上記の他、新たな検査の導入等について、以下の活動を行った。

i) 車載式故障診断システム（OBDシステム）導入検討

現在、自動車への装着が義務付けられている排出ガス対策装置等の不具合を自己診断するシステムについて、その高度化を検討する国土交通省の「高度な車載式故障診断システム（OBDシステム）導入検討会」に委員として参加し、高度化されたシステム導入後の検査のあり方等の検討に参画した。

ii) 不正燃料の使用防止対策の検討

排気ガス悪化の原因となるディーゼル車の不正軽油の使用の防止について検討を行う国土交通省の「不正燃料の使用実態等に関する検討会」に委員として参加し、検討に参画した。また、平成15年10月には、国土交通省からの依頼に基づき、受検車両からの軽油抜取り調査に協力した。

③ 中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

平成15年度の年度計画に規定した事項については全て着実に実施している。今後とも検査施設の維持管理等を適切に行うとともに審査技術及び審査機器の改善に努めることとしており、今後中期目標等の目標を着実に達成すると見込む。

(7) 国際的視野に立った業務のあり方の検討（国際会議への参加）

（中期目標）

自動車検査の実施方法等に関して諸外国の情報を積極的に収集することにより、日本の審査業務の改善を図ること。

（中期計画）

自動車の国際流通の進展やそれに伴う安全・環境基準の国際的な基準調和や自動車の型式認証の相互承認等が進展していくなか、自動車の検査業務についても国際的な視野から検討を進めます。

このため、審査業務を行う公的機関として、自動車の検査に関する国際会議であるCITA（国際自動車検査委員会）等に定期的（年2回程度）に参加し、諸外国の行政機関等との情報交換を行うことにより、日本の審査業務の国際化の観点からの改善に役立てることとします。

（年度計画）

CITA（国際自動車検査委員会）へ加盟し、同委員会活動への参画等を通じて諸外国との情報交換を行います。

① 年度計画における目標の考え方

中期計画では、中期目標を踏まえCITA（国際自動車検査委員会）等に定期的に参加し、諸外国の行政機関と情報交換を行うこととしており、平成15年度はCITAへの加盟と情報交換を行うとした。

② 当該年度における取組み

CITAへの加盟手続きを行い、平成15年9月16日～19日に行われた第10回CITA総会において加盟が承認された。

また、同総会（延50団体が出席）及びこれに引き続き行われた第8回CITAシンポジウム（35カ国から約250名が参加）に、理事長以下3名の法人役職員が出席し、諸外国の検査機関等との情報交換を行うとともに、IT化が進んでいるとされるスウェーデンの自動車検査公社の検査場を調査する等、諸外国における自動車検査の状況に関して、積極的な情報収集を行った。

③ 中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

平成15年度の年度計画に規定した事項については全て着実に実施している。今後はCITAの活動に参画し、諸外国の情報を積極的に収集することとしている。このため、今後中期目標等の目標を着実に達成すると見込む。

(8) 海外技術支援

(中期目標)

発展途上国等からの要請に応じ、国土交通省等との連携の下、自動車検査に関する専門技術的な支援を行うこと。

(中期計画)

発展途上国等からの技術協力要請に応じ、国等との連携の下、自動車検査に関する専門技術的な支援を行います。

- ① JICAのプロジェクト等に職員を派遣し、途上国の自動車検査技術の向上を支援します。
- ② 海外からの研修生を受け入れ、途上国の自動車検査技術の向上を支援します。

(年度計画)

- ① 国等からの要請に応じ、JICAのプロジェクト等に職員を派遣し、途上国の自動車検査技術の向上を支援します。
- ② 海外からの研修生を受け入れ、途上国の自動車検査技術の向上を支援します。

① 年度計画における目標の考え方

中期計画では、発展途上国等からの技術協力要請に対し自動車検査に関する専門技術的な支援を行うとしており、平成15年度は引き続きJICAプロジェクト等への支援を進めるとした。

② 当該年度における取組み

JICAプロジェクト等として、自動車検査に関する専門的な支援を行った。

(合計3件23名)

表2-12：JICA及びODAの受入実績

受入月	プロジェクト名	受入場所	人数
2003. 6. 6	JICA集団研修「都市公共交通コロキウムⅡ」	関東検査部	11
2003. 11～12	JICA集団研修「自動車検査整備制度コース」	中央実習センター	9
2003. 7. 29	ODA自動車基準・認証制度整備協力事業 個別研修「自動車検査整備コース」	中央実習センター	3

③ 中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

平成15年度の年度計画に規定した事項については全て着実に実施している。今後とも中期目標等に示された発展途上国への技術的な支援について努力していくこととしている。このため、今後中期目標等の目標を着実に達成すると見込む。

3. 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画

予算		(単位:百万円)	
区分	計画	実績	
収入			
運営費交付金	10,759	10,759	
施設整備費補助金	2,605	1,980	
未収還付消費税等	—	3	
その他収入	1	7	
前年度からの繰越金 の一部繰入れ	190	190	
計	13,555	12,939	
支出			
人件費	6,987	6,046	
業務経費	2,695	3,325	
うち研修経費	43	62	
うち審査経費	2,652	3,263	
施設整備費	2,605	1,980	
受託経費	0	0	
一般管理費	1,268	1,534	
計	13,555	12,885	

注. 官庁会計ベース

平成15年度においては、中期計画を着実に遂行するため、

- ① ディーゼル黒煙検査の充実・強化等のための検査機器・設備の増強
- ② 依然として頻発する不当要求に対処するための防犯カメラ及び警報装置等の充実
- ③ 業務効率化及び情報伝達の迅速化のための法人内インターネットの整備

等について、緊急かつ重点的に取り組むべき事業として当初の年度計画に加え実施したことにより、「審査経費」及び「一般管理費」の実績が計画を上回った。

また、「人件費」については実績と計画との間に平均年齢構成比の差異があったため、「施設整備補助金」については契約差額及び平成16年度への一部繰越し生じたため、それぞれ実績が計画を下回った。

収支計画

(単位:百万円)

区分	計画(注1)	実績(注2)
費用の部	10,950	10,275
経常費用	10,950	10,275
人件費	6,987	6,081
業務費	2,695	2,151
一般管理費	1,268	527
減価償却費	0	1,430 (注3)
固定資産除却損	—	86 (注3)
財務費用	0	0
臨時損失	0	0
収益の部	10,950	10,284
運営費交付金収益	10,759	8,757 (注4)
その他収入	1	5
寄付金収益	0	0
資産見返運営費交付金戻入	—	117 (注3)
資産見返物品受贈額戻入	0	1,400 (注3)
雑益	—	2
臨時利益	0	3
前年度からの繰越金の一部繰入れ	190	— (注5)
純利益	0	9
目的積立金取崩額	0	0
総利益	0	9

注1. 計画は官庁会計ベース

注2. 実績は企業会計ベース

注3. 「減価償却費」、「固定資産除却損」「資産見返運営費交付金戻入」及び「資産見返物品受贈額戻入」は、計画時にその額が予測できなかつたため、便宜的に0百万円とし、又は計上していなかつた。

注4. 「運営費交付金収益」について、運営費交付金で資産を購入したため資産計上されたもの及び収益化されなかつたもの(運営費交付金債務)があるため差額が生じた。

注5. 「前年度からの繰越金の一部繰入れ」は、平成15年度に支払つたため実績では「運営費交付金収益」に含まれる。

資金計画

(単位:百万円)

区分	計画	実績
資金支出	15,152	14,536
業務活動による支出(運営費交付金)	10,950	10,905
投資活動による支出(施設整備費)	2,605	1,980
財務活動による支出	0	0
次年度(平成16年度)への繰越金	1,597	1,651
資金収入	15,152	14,536
業務活動による収入	10,760	10,769
運営費交付金による収入	10,759	10,759
未収還付消費税等	—	3
その他収入	1	7
投資活動による収入	2,605	1,980
施設整備費による収入	2,605	1,980
その他収入	0	0
財務活動による収入	0	0
前年度(平成14年度)の繰越金	1,787	1,787

注. 官庁会計ベース

平成14年度の運営費交付金債務1,787百万円のうち、190百万円については、同年度に契約し、平成15年度に繰り越して使用した。残余の1,597百万円については平成16年度の予算に充当するよう交付金の予算において措置されているため、平成16年度に繰り越す計画とした。

また、平成16年度に実績として繰り越した1,651百万円のうち、1,215百万円は、平成16年度早期の執行に向けて、平成15年度中に契約を行った。

4. 短期借入金の限度額

(中期目標)

項目なし

(中期計画)

予見し難い事故等の事由に限り、資金不足となる場合における短期借入金の限度額を 2,000 百万円とします。

(年度計画)

予見し難い事故等の事由に限り、資金不足となる場合における短期借入金の限度額を 2,000 百万円とします。

- ① 年度計画における目標値の考え方
中期計画で定めた目標値と同じに設定した。
- ② 実績値及び当該年度における取組み
短期借入金の借入れはなかった。

5. 重要な財産を譲渡し、又は担保にする計画

(中期目標)

項目なし

(中期計画)

空欄

(年度計画)

空欄

① 年度計画における目標値の考え方

検査法人として、重要な財産を譲渡し、又は担保にする計画はないため、中期計画と同様に空欄とした。

② 実績値及び当該年度における取組み

実績値はなし。

6. 剰余金の使途

(中期目標)

項目なし

(中期計画)

中期目標期間中に剰余金が発生した場合には、中期計画の達成状況を見つつ、次の事項の使途に充てることとします。

- ・施設・設備の整備
- ・広報活動の実施

(年度計画)

- ・施設・設備の整備
- ・広報活動の実施

① 年度計画における目標値の考え方

中期計画の考え方をそのまま踏襲した。

② 実績値及び当該年度における取組み

実績値はなし。

7. その他主務省令で定める業務運営に関する重要事項

(1) 施設及び設備に関する計画

(中期目標)

保安基準適合性審査業務の確実な遂行のため、審査施設の計画的な整備・更新を進めるとともに、適切な維持管理に努めること。

(中期計画)

施設・設備の内容	予定額 (百万円)	財 源
審査施設整備費		自動車検査独立行政法人施設整備費補助金
審査場の新設等	5,152	
審査機器の新設等	3,429	
審査上屋の改修等	3,416	

※. 審査施設整備費は、国の施設整備に関連した審査場施設の新設等や老朽化に伴う施設の改修等のための費用であり、国の施設整備に関連して増減する場合があります。

(年度計画)

施設・設備の内容	予定額 (百万円)	財 源
審査施設整備費		自動車検査独立行政法人施設整備費補助金
審査場の新設等	1,188	
審査機器の新設等	709	
審査上屋の改修等	708	

① 年度計画における目標の考え方

中期計画では、中期目標期間中の施設整備の考え方を踏まえて定めており、年度計画では平成15年度の施設整備の具体的な内容について定めた。

② 当該年度における取組み

以下のとおり、審査施設を整備した。なお、施工途中において計画等の見直しが生じたため、事業の一部については、平成16年度に繰り越すこととした。

表7-1：施設整備実績

(単位：百万円)

審査場の新設等	移転新築（中国検査部、奈良事務所） (注：奈良事務所の工事は、平成16年度に繰り越し。)	1,037 (うち繰越分が322百万円)
	二輪用審査上屋新設（静岡事務所、三重事務所）	56
	合 計	1,093
審査機器の新設等	東北検査部他11基	496
	合 計	496
審査上屋の改修等	見学者通路設置（神奈川事務所他計2か所）	72
	審査上屋屋根屋根等改修（筑豊事務所他計23か所）	597
	審査上屋床面等改修（函館事務所他計34か所）	
	審査ピット内空調等改修（なにわ事務所他計21か所）	
	合 計	669

注) この他、平成14年度からの繰越し46百万円で、審査上屋の改修等を実施。

③ 中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

今後とも施設の計画的な整備・更新を進めるとともに、適切な維持管理に努めることとしている。このため、今後中期目標等の目標を着実に達成すると見込む。

(2) 人事に関する計画

(中期目標)

業務を確実かつ効率的に遂行するため、職員の適性に照らし適切な部門に配置すること。

(中期計画)

① 方針

保安基準の改正等により新規業務の追加等が想定されますが、業務運営の効率化、定型的一般事務の集約化、外部委託化等の推進などにより計画的削減を行い人員を抑制することを目指します。

② 人員に関する指標

期末の常勤職員数を期初の99%以下とすることを目指します。

[参考1]

- | | |
|-----------------|------|
| 1) 期初の常勤職員数 | 876人 |
| 2) 期末の常勤職員数の見込み | 865人 |

[参考2]

中期目標期間中の人件費の総額見込み 33,165百万円

(年度計画)

① 方針

保安基準の改正等により新規業務の追加等が行われた場合であっても、業務運営の効率化、定型的一般事務の集約化、外部委託化等の推進などにより、計画的削減を行い人員を抑制することを目指します。

② 人員に関する指標

年度末の常勤職員数を年度当初と同数とする。

[参考1]

- | | |
|------------------|------|
| 1) 年度当初の常勤職員数 | 876人 |
| 2) 年度末の常勤職員数の見込み | 876人 |

[参考2]

平成15年度の人件費の総額見込み 6,987百万円

① 年度計画における目標値の考え方

中期計画では4年9か月の間に11人の常勤職員数を削減したが、平成15年度においては、要員削減事務所における激変緩和対策を検討することとし、年度末の常勤職員数を年度当初と同数とした。

② 実績値及び当該年度における取組み

実績値：年度末の常勤職員数を年度当初と同数とした。

③ 中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

平成15年12月に策定した、平成16年度から平成18年度までの要員の再配置計画に基づき着実に削減していく。このため、今後中期目標等の目標を着実に達成すると見込む。

表7－2：要員削減計画

年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	合計
削減数	1名	4名	6名	11名

III. 自主改善努力に関する事項

(1) 審査事務規程の改正についてホームページに掲載

自動車の安全及び環境保全の基準の強化・拡充に係る法令改正、適用関係告示の盛込み及び規定の充実・明確化のため、第9次から第20次まで12回行った審査事務規程の一部改正について、一般の自動車ユーザーが容易に最新の審査事務規程が閲覧できるよう、その都度検査法人ホームページに掲載した。

(2) ディーゼル・オパシメーターの適用可能性の調査

将来的なディーゼル黒煙の検査方法については、国土交通省の「新たな排出ガス検査手法検討会」において検討されているところであるが、ディーゼル・オパシメーター（光透過式ディーゼル・スモークメーター）については、黒煙のみならず粒子状物質（PM）の一部を測定することができ、かつ、ヨーロッパなど海外での実績もあることから、将来的にこの機器が法規に取り入れられる可能性がある。

のことから、当法人としても、数種類のディーゼル・オパシメーターを試験的に導入して、実用上の問題点を洗い出すとともに、現行のディーゼル黒煙測定器による測定値との相関関係を明らかにし、審査の判定に用いることが可能かどうかを検討することとした。

なお、試用調査は、平成16年度にまたがって全国10か所の検査場で行い、総合的な評価を行うこととしている。

(3) 管理関係業務の効率化

- ① 支出管理業務のうち、効率化の効果が期待できる予算科目及び勘定科目並びに取引内容については、振替伝票入力作業を本部会計課から予算執行部署である検査部等に移管した。
- ② 管理改善のため、会計関係規程類を6件改正し、体制の整備を図った。

審査件数の推移

表1 審査件数の推移

	平成15年度	前年比	平成14年度 (7月～3月)	平成14年度 (国土交通省調査)
新規検査	1,153,398	108.30%	779,385	1,064,991
継続検査	6,524,510	97.80%	4,935,171	6,671,361
構造変更	79,140	101.18%	54,732	78,215
整備確認	3,088	114.97%	1,657	2,686
再検査	1,000,893	115.83%	670,705	864,071
小計	8,761,029	100.92%	6,441,650	8,681,324
街頭検査	84,912	150.34%	43,119	56,479
合計	8,845,941	101.24%	6,484,769	8,737,803

※新規検査には予備検査を含む

表2 ユーザー車検件数

	平成15年度	平成14年度 (7月～3月)
新規検査	337,357	225,015
継続検査	1,868,339	1,385,807
構造変更	32,700	23,142
整備確認	—	—
再検査	588,107	401,804
合計	2,826,503	2,035,768

図1 審査件数の推移

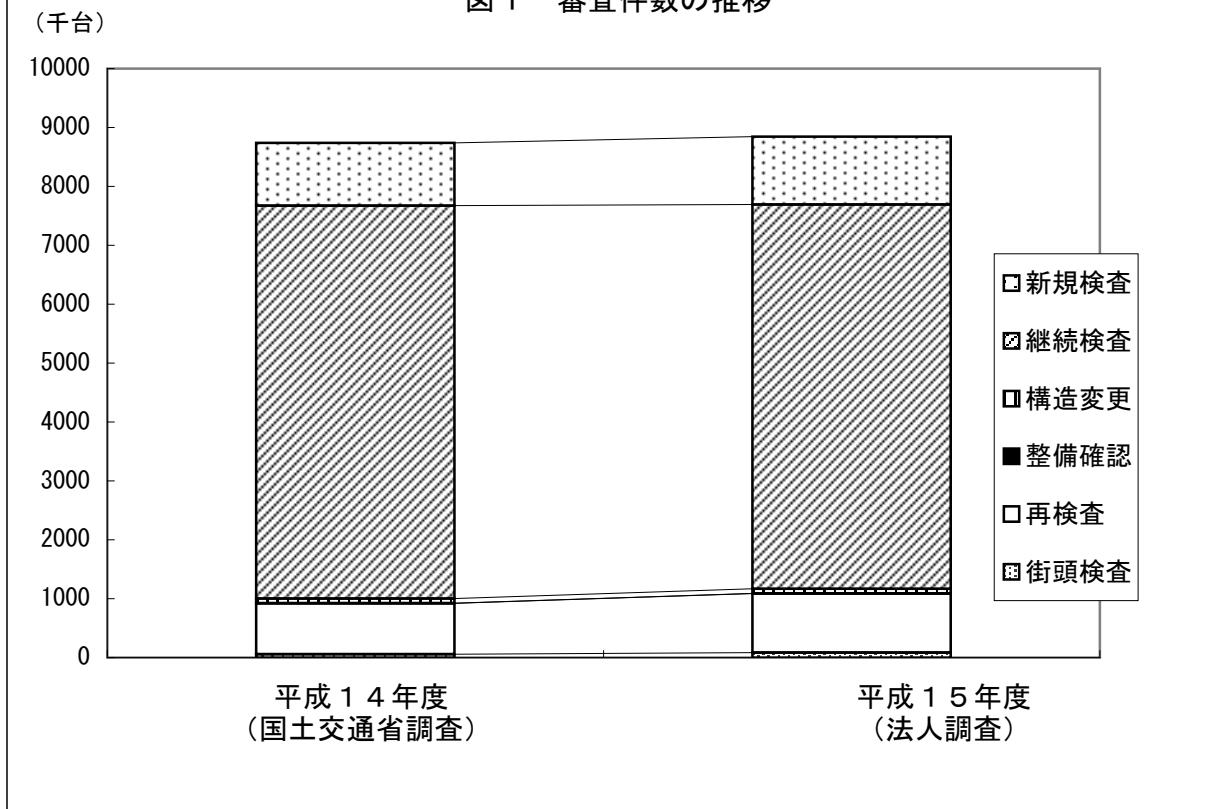


表3 検査部・事務所毎の審査業務量指標分析

検査部等	検査部・事務所	実検査台数 国14年度	換算審査 業務量	再配置計画				14年度末		18年度末	
				15	16	17	18	要員数	1人当たり 換算審査業務量	要員数	1人当たり 換算審査業務量
北海道	北海道	159,471	238,644		1			13	18,357	14	17,046
	函館	33,391	42,752					4	10,688	4	10,688
	旭川	48,975	61,405					5	12,281	5	12,281
	室蘭	34,115	46,490					4	11,622	4	11,622
	釧路	30,864	37,884			▲ 1		4	9,471	3	12,628
	帯広	34,779	42,726					4	10,681	4	10,681
	北見	23,841	29,432	▲ 1				4	7,358	3	9,811
東北	東北	181,737	272,096	1	1			13	20,930	15	18,140
	青森	64,621	79,443					6	13,240	6	13,240
	八戸	39,227	48,274					4	12,069	4	12,069
	岩手	78,899	101,847					7	14,550	7	14,550
	秋田	63,167	83,558	▲ 1				7	11,937	6	13,926
	山形	67,092	86,085	▲ 1				8	10,761	7	12,298
	庄内	22,882	26,715					3	8,905	3	8,905
	福島	104,594	136,681					9	15,187	9	15,187
	いわき	54,450	65,887					5	13,177	5	13,177
関東	関東	169,968	308,507	1				19	16,237	20	15,425
	練馬	150,139	190,502					13	14,654	13	14,654
	足立	179,315	229,619					13	17,663	13	17,663
	八王子	95,407	122,322					9	13,591	9	13,591
	多摩	140,361	189,878					14	13,563	14	13,563
	茨城	148,015	178,641					12	14,887	12	14,887
	土浦	180,338	218,946			1	12	12	18,246	13	16,842
	栃木	157,913	194,365					11	17,670	11	17,670
	佐野	77,008	88,433		▲ 1			7	12,633	6	14,739
	群馬	203,771	251,196					15	16,746	15	16,746
	埼玉	159,389	200,600					13	15,431	13	15,431
	熊谷	143,713	170,103					12	14,175	12	14,175
	所沢	128,339	162,453					10	16,245	10	16,245
	春日部	118,200	148,516					9	16,502	9	16,502
	千葉	133,846	173,976	1				9	19,331	10	17,398
	習志野	116,154	143,330	▲ 1				10	14,333	9	15,926
	野田	99,408	126,703	▲ 1				9	14,078	8	15,838
	袖ヶ浦	77,293	99,014	▲ 1				9	11,002	8	12,377
	神奈川	282,188	409,807	1				21	19,515	22	18,628
	川崎	53,852	75,513					6	12,586	6	12,586
	湘南	127,640	171,535					9	19,059	9	19,059
	相模	126,137	168,753					10	16,875	10	16,875
	山梨	79,877	96,661					7	13,809	7	13,809
北陸信越	北陸信越	116,806	164,779					12	13,732	12	13,732
	長岡	55,048	73,448			▲ 1		7	10,493	6	12,241
	富山	77,518	96,657					8	12,082	8	12,082
	石川	76,881	95,328		▲ 1			8	11,916	7	13,618
	長野	77,997	109,683	▲ 1				9	12,187	8	13,710
	松本	59,973	86,977					7	12,425	7	12,425

検査部等	検査部・事務所	実検査台数 国14年度	換算審査 業務量	再配置計画				14年度末		18年度末	
				15	16	17	18	要員数	1人当たり 換算審査業務量	要員数	1人当たり 換算審査業務量
中部	中部	161,662	268,824	▲ 2	▲ 1			22	12,219	19	14,149
	豊橋	65,249	83,692					7	11,956	7	11,956
	西三河	121,447	156,613	1				9	17,401	10	15,661
	小牧	141,755	180,398	1				12	15,033	13	13,877
	福井	66,874	81,072			▲ 1		7	11,582	6	13,512
	岐阜	142,243	181,007					12	15,084	12	15,084
	飛騨	8,613	10,036					2	5,018	2	5,018
	静岡	110,729	133,123					9	14,791	9	14,791
	浜松	120,658	147,112					10	14,711	10	14,711
	沼津	105,507	129,202					9	14,356	9	14,356
	三重	78,281	107,015		▲ 1			9	11,891	8	13,377
	四日市	50,059	55,435					5	11,087	5	11,087
近畿	近畿	220,776	326,988	▲ 1				23	14,217	22	14,863
	なにわ	169,801	213,138					16	13,321	16	13,321
	和泉	159,099	210,793					15	14,053	15	14,053
	滋賀	84,538	108,695					8	13,587	8	13,587
	京都	111,873	154,286					11	14,026	11	14,026
	京都南	45,060	56,624					5	11,325	5	11,325
	奈良	77,042	95,710					7	13,673	7	13,673
	和歌山	61,891	80,711					6	13,452	6	13,452
	兵庫	169,169	219,822		▲ 1			16	13,739	15	14,655
	姫路	130,416	161,435			▲ 1		13	12,418	12	13,453
	中国	78,644	126,782					9	14,087	9	14,087
	福山	53,115	65,464					5	13,093	5	13,093
中国	鳥取	34,931	46,397					4	11,599	4	11,599
	島根	38,954	48,712	▲ 1				5	9,742	4	12,178
	岡山	118,741	161,219					12	13,435	12	13,435
	山口	62,513	82,050			▲ 1		7	11,721	6	13,675
	四国	49,597	87,179	1				5	17,436	6	14,530
	徳島	66,502	82,157	▲ 1				7	11,737	6	13,693
四国	愛媛	55,283	71,122		▲ 1			6	11,854	5	14,224
	高知	44,774	57,739					5	11,548	5	11,548
	九州	150,230	231,562	1				14	16,540	15	15,437
	北九州	85,875	111,555					8	13,944	8	13,944
九州	久留米	73,993	94,456					7	13,494	7	13,494
	筑豊	48,443	60,138					5	12,028	5	12,028
	佐賀	67,730	84,469					6	14,078	6	14,078
	長崎	62,071	74,453					5	14,891	5	14,891
	佐世保	27,144	32,013		▲ 1			4	8,003	3	10,671
	厳原	3,394	2,000					0	—	0	—
	熊本	130,088	164,220					11	14,929	11	14,929
	大分	83,309	102,935					7	14,705	7	14,705
	宮崎	72,863	90,019					7	12,860	7	12,860
	鹿児島	93,850	117,197	▲ 1				10	11,720	9	13,022
	大島	7,905	9,134					1	9,134	1	9,134
沖縄	沖縄	102,921	151,924					10	15,192	10	15,192
	宮古	6,809	8,296					0	—	0	—
	八重山	4,304	5,167					0	—	0	—

検査部等	検査部・事務所	実検査台数 国14年度	換算審査 業務量	再配置計画				14年度末		18年度末	
				15	16	17	18	要員数	1人当たり 換算審査業務量	要員数	1人当たり 換算審査業務量
	総計	8,681,324	11,476,256	0	-4	-4	-6	803	14,292	789	14,545
		本部留保による特別配置		3	0	0				本部留保	3
		検査法人定員削減数		▲1	▲4	▲6				期末定員	792

(注)

1 実検査台数等は、平成14年度の値である。

2 要員数は、事務所長を含み、検査部長及び管理課職員を含まない。

3 換算審査業務量は、以下により算出した。

換算審査業務量＝換算台数十企画業務分等

換算台数： 新規、構変及び予備検査を1件当たり2台、ユーザー車検を1件当たり1.2台、出張検査を1件当たり2台、改造及び並行の事前審査を1件当たり5台に換算した。

街頭検査については、昼間実施1件当たり1台、深夜実施6台として、検査部毎の実施件数を各事務所の実検査台数に応じて比例分配した。

企画業務分等： 企画業務分として、関東検査部は7人分(77,000台)、中部・近畿検査部は4人分(44,000台)、東北・九州検査部は3人分(33,000台)、その他の検査部は2人分(22,000台)、沖縄事務所は1人分(11,000台)を加算した。

また、トラブル数等により定めた事務所ランクに基づき、Aランク事務所は0.5人分(5,500台)、Bランク事務所0.2人分(2,200台)を加算した。

図2 検査要員再配置前後の事務所等別換算審査業務量
と要員1人当りの換算審査業務量

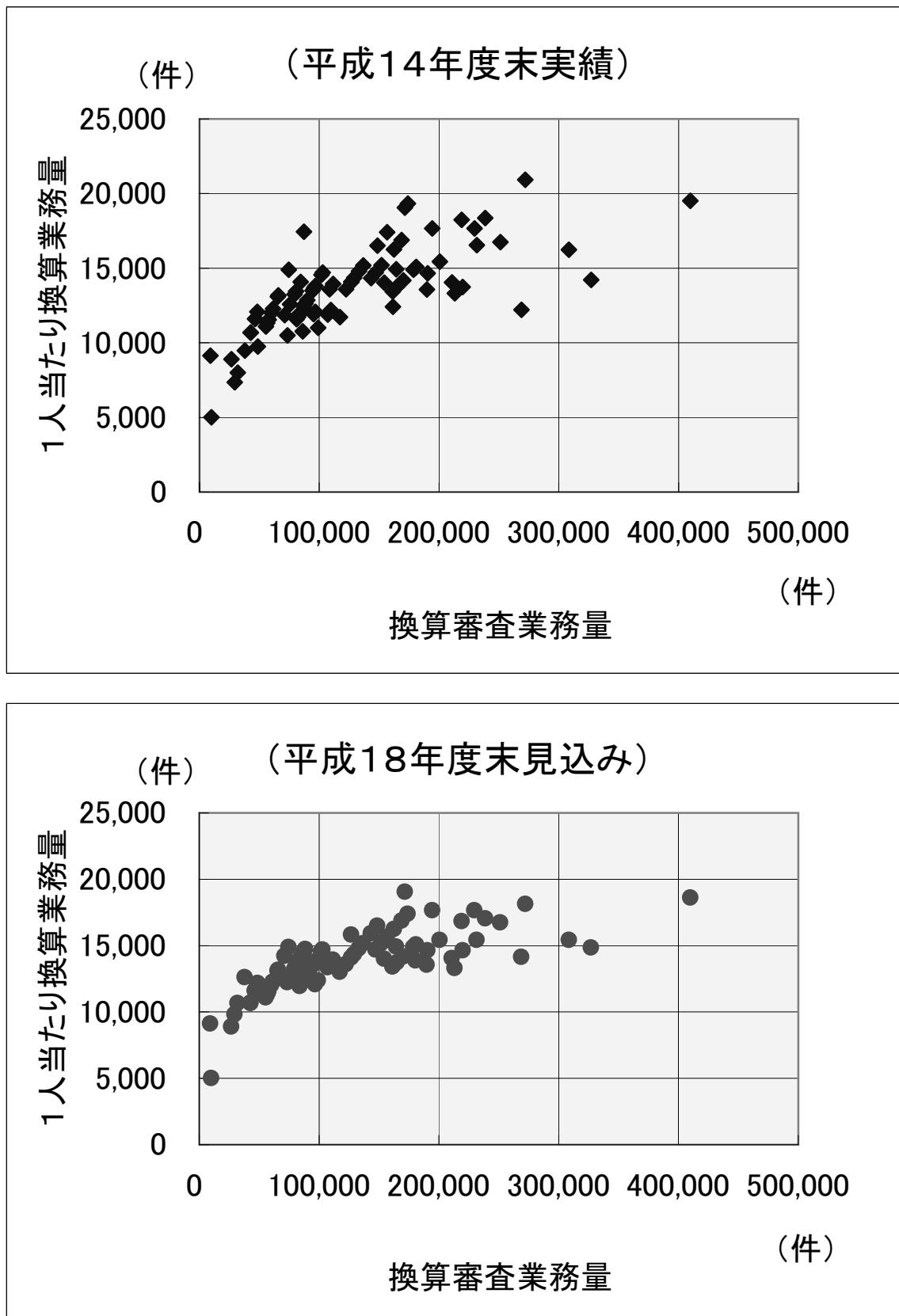


図3 検査要員再配置前後の事務所等別換算審査業務量と要員数

